

「男女生き活き企業」認定・表彰制度の創設について

H29. 5. 23 県民生活部 人権・青少年男女参画課

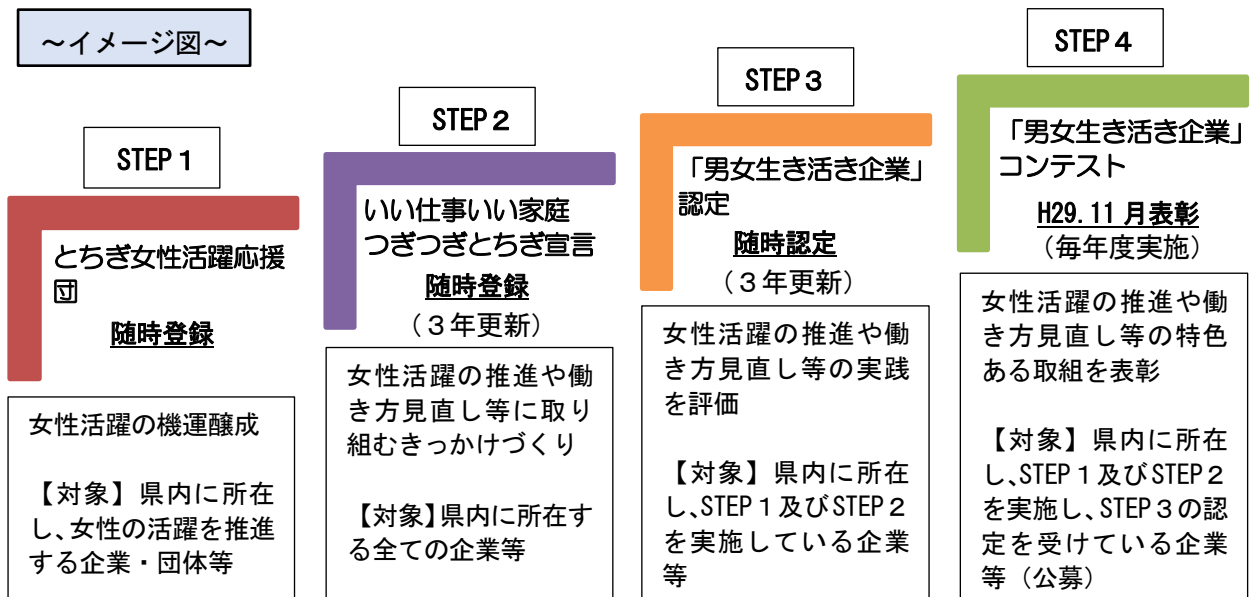
1 趣旨

- ・ 県内企業の 99%は中小企業で、女性活躍の推進や働き方見直しへの取組が十分ではない。
 - ・ 女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定制度は、認定基準や手続きの面で中小企業にはハードルが高く、県内では当該認定を受けている企業が少ない。
- 県内の中小・小規模企業にもなじみやすい県独自の認定・表彰制度を創設し、優れた取組を周知することで、女性活躍の推進や働き方見直しへのさらなる機運醸成を図る。

2 制度の概要

女性活躍の推進や働き方見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を「男女生き活き企業」として認定・表彰していく。

- 「とちぎ女性活躍応援団」への登録を入口として、「男女生き活き企業」の認定・表彰を目指してもらうイメージ



(1) 認定基準

トップの意思表示、管理職及び社員への普及・啓発、女性活躍の推進、育児・介護等と仕事との両立支援、多様な働き方への配慮に関する 30 項目の認定項目のうち、一定数の項目に該当すること。

【特徴】

- 「トップの意思表示」及び「管理職及び社員への普及・啓発」を必須項目とする。
- 認定に必要な項目数を企業規模別に設定する。
30 項目中、大企業＝15 項目、中小企業＝12 項目、小規模企業＝10 項目
- 30 項目の内容には該当しないが、女性活躍の推進又は働き方見直しに関する独自の取組についても、併せて考慮することとする。

(2) 表彰

- 「男女生き生き企業」として認定した企業等の中から、毎年度「コンテスト」として公募
- 企業規模別に優れた取組を選定
→11月に知事表彰実施

(3) 認定・表彰企業のメリット

- 認定証の交付
 - 表彰企業等へは、賞状、記念品及びステッカーを交付
 - 女性活躍応援専用サイト（とちぎウーマンナビ）等により、取組を県からPR
- } 企業のイメージアップに寄与

3 今後のスケジュール

- 5月23日 認定企業の募集開始
- 7月～ 表彰企業の募集開始
- 9～10月 表彰企業選定
- 11月10日 表彰式（とちぎ女性活躍応援大会（仮称）にて）